

●被扶養者申請時、認定対象者の収入が給与収入のみの場合に収入証明として必要な提出書類例

具体例	← 直 近 3 ヶ 月 分 →			収入証明として必要な提出書類	
① 直近3ヶ月の月額平均が108,334円（※1）未満	A社	80,000円	70,000円	100,000円	給与明細書直近3ヶ月分
② 直近3ヶ月の月額平均が108,334円（※1）以上	A社	120,000円	120,000円	100,000円	給与明細書直近3ヶ月分 + 雇用内容証明書
③ 就業したばかりで直近3ヶ月を満たさない	A社	-	80,000円	60,000円	給与明細書直近2ヶ月分 + 雇用内容証明書 + 収入に関する確認書
④ 就業したばかりで直近3ヶ月を満たさない	A社	-	-	80,000円	給与明細書直近1ヶ月分 + 雇用内容証明書 + 収入に関する確認書
⑤ 就業したばかりで直近3ヶ月を満たさない	A社	-	-	-	雇用内容証明書 + 収入に関する確認書
⑥ 就業なしの月がある（退職していない）	A社	80,000円	70,000円	0円	給与明細書直近3ヶ月分（0円の給与明細書or収入証明書必要）
⑦ 直近3ヶ月が就業なし（退職していない）	A社	0円	0円	0円	給与明細書直近3ヶ月分（0円の給与明細書or収入証明書必要）
⑧ 2社合計の直近3ヶ月の月額平均が108,334円（※1）未満	A社	80,000円	70,000円	100,000円	A社）給与明細書直近3ヶ月分
	B社	10,000円	10,000円	10,000円	B社）給与明細書直近3ヶ月分
⑨ 2社合計の直近3ヶ月の月額平均が108,334円（※1）以上	A社	100,000円	100,000円	100,000円	A社）給与明細書直近3ヶ月分 + 雇用内容証明書
	B社	10,000円	10,000円	10,000円	B社）給与明細書直近3ヶ月分 + 雇用内容証明書
⑩ A社）就業したばかりで直近3ヶ月を満たさない B社）直近3ヶ月分を満たしている	A社	-	80,000円	60,000円	A社）給与明細書直近2ヶ月分 + 雇用内容証明書 + 収入に関する確認書
	B社	10,000円	10,000円	10,000円	B社）給与明細書直近3ヶ月分 + 雇用内容証明書

※1 108,334円については、60歳以上の方または60歳未満でも障害年金がもらえる程度の心身に重い障害のある方は150,000円、

配偶者(内縁関係を含む)を除く19歳以上23歳未満の方（※2）は、125,000円と読み替えてください。

※2 19歳以上23歳未満の収入要件の年齢については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。また、19歳以上23歳未満の収入要件の適用は令和7年10月1日以降となります。